

## レディーミクストコンクリート使用におけるチェック体制に関する実施要領

### 第1 目的

この要領は、平成20年に発生したJIS A 5308（レディーミクストコンクリート）に規定されていない骨材を使用し製造されたコンクリートが、JIS規格品のコンクリートとして出荷されたことで社会不安を招いたことを踏まえ、県土整備局が発注する工事において、レディーミクストコンクリート使用におけるチェック体制の強化を図り、再発防止に努めるとともに、県民の公共工事に対する信頼を回復し、もって一層の公共工事の品質確保を図ることを目的とする。

### 第2 チェック体制

#### （1）受注者による生コン工場の事前確認（以下、事前確認）

受注者は、レディーミクストコンクリートを使用する場合は、あらかじめ生コン工場において、その工場で使用されている全ての骨材（細骨材・粗骨材）について現物を確認する。

#### （2）発注者と受注者による生コン工場の抜打ち確認（以下、抜打ち確認）

発注者は、受注者とともに抜打ちで生コン工場に出向き、受注者から提出された「レディーミクストコンクリート配合報告書」に基づき、配合に使用される骨材（細骨材、粗骨材）の現物を確認し、配合報告書どおりの骨材が使用されている事を確認する。

#### （3）「抜打ち検査」による確認（以下、抜打ち検査）

技術管理課検査員が行っている「抜打ち検査」において、受注者が生コン工場では材料の「事前確認」を適正に行っているか確認する事や、適正に確認を行う事の周知や指導を行う。

### 第3 対象工事

#### （1）土木工事

コンクリート使用量が一工種あたり50m<sup>3</sup>以上の工事

#### （2）建築工事

基礎及び主要構造部にコンクリートを使用する工事

（ただし、建築基準法第18条の計画通知を要するものに限る）

上記対象工事であっても、神奈川県生コンクリート品質管理監査会議（全国生コンクリート品質管理監査会議）より、適マークを受けている工

場の製品使用にあたっては、適マーク合格証の写しの提出をもってチェック体制の各確認を省略することができるものとする。

発注者は、本要領の対象となる工事について、別紙「特記仕様書」を設計図書に添付し明示するものとする。

#### 第4 確認時期及び確認回数

##### (1) 事前確認

コンクリート使用前に、原則1回以上確認する。

##### (2) 抜打ち確認

コンクリート打設期間中に、原則1回以上確認する。

ただし、大規模工事及び重要構造物等工事においては、「抜打ち確認」を適宜追加し、実施するものとする。

打設期間・打設内容等により「抜打ち確認」が困難な場合は、「事前確認」のみとすることができる。

#### 第5 確認方法

「事前確認」「抜打ち確認」ともに工場職員立ち会いのもと、以下の方法で少量の骨材を採取し確認するものとする。

##### (1) 骨材の採取

骨材の採取場所については、各工場によって骨材の保管場所(屋外ストックヤード・建屋内部のサイロ等)が異なるため、工場側と協議のうえ決定する。

骨材の採取は工場職員が採取することとし、採取する際は、安全には十分留意し「事前確認」においては受注者、「抜打ち確認」においては発注者及び受注者が立ち会うものとする。

##### (2) 確認方法

採取した骨材が、各工場に保管されている骨材の見本と比較し、同一性を確認する。

#### 第6 結果

##### (1) 事前確認

受注者は、「事前確認」した結果を「骨材の現認チェックシート」に取りまとめ、「工事打合せ簿」に添付し、すみやかに監督員へ報告することとする。

る。

(2) 抜打ち確認

受注者は、「抜打ち確認」した結果を「骨材の現認チェックシート」に取りまとめ、監督員へ提出することとする。

第7 その他

この要領に定めることに関して疑義が生じる場合は、技術管理課と協議することとする。

附 則

この要領は、平成20年10月1日以降に発注する工事に適用する。

なお、既に発注済みの工事においても、受注者と協議のうえ本要領の対応が可能な場合は、適用するものとする。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。